

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会（仮免許証の再交付については、石川県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許課へ申請した場合は当日、輪島警察署、穴水庁舎、珠洲警察署及び能登庁舎へ申請した場合は10日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課免許係又は輪島警察署管内に住所を有する者は輪島警察署交通課及び穴水庁舎免許係並びに珠洲警察署管内に住所を有する者は珠洲警察署交通課及び能登庁舎免許係
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部運転免許課免許係（電話076-238-5901内線312）
備 考：